



固定店舗による

食品営業許可手続きのご案内

本編



目次

- はじめに・営業許可が必要な業種 …P1
- 営業許可取得までのながれ…P2
- 食品衛生責任者の選任…P3
- HACCPの取組・営業許可の更新手続…P3
- その他の手続…P4
- 書類の提出方法…P5



発行:横浜市医療局食品衛生課
(令和5年7月)

はじめに

食品関係の営業を始める際は、食品衛生法に基づき営業の内容に応じて飲食店営業や菓子製造業等の営業許可の取得が必要です。

許可取得にあたっては、施設設備が基準に適合する必要があるため、手続に日数を要します。本案内で要点をご確認いただいた上で、詳細は営業施設の所在地を管轄する福祉保健センターに早めにご相談ください。

※営業施設が建築基準法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、消防法等関係法令に適合しているかどうかは、各管轄部署にご確認ください。

営業許可が必要な業種

次の32業種は、食品衛生法に基づく営業許可が必要です。

業 態	業 種	申請手数料
調理業	飲食店営業	18,000円
	調理機能を有する自動販売機による営業※	11,000円
販売業	食肉販売業(包装品販売を除く)	11,000円
	魚介類販売業(包装品販売を除く)	
	魚介類競り売り営業	23,000円
製造業	菓子製造業	16,000円
	アイスクリーム類製造業	
	豆腐製造業	
	納豆製造業	
	麺類製造業	
	漬物製造業	
	食品の小分け業	
	液卵製造業	
	水産製品製造業	18,000円
	みそ又はしょうゆ製造業	
	酒類製造業	
	乳製品製造業	23,000円
	冷凍食品製造業	
	複合型冷凍食品製造業	
	密封包装食品製造業	
	食肉製品製造業	
	食用油脂製造業	
	そうざい製造業	
	複合型そうざい製造業	
	添加物製造業	
清涼飲料水製造業		
氷雪製造業		
処理業 その他	集乳業	11,000円
	乳処理業	23,000円
	特別牛乳搾取処理業	
	食肉処理業	
	食品の放射線照射業	

※詳細は、「自動販売機の営業手続きのご案内」を御確認下さい。

営業許可取得までのながれ

事前相談

営業許可を取得する場合、施設に関する基準等(注1)を満たす必要があります。図面をご準備の上、営業施設の所在地を管轄する区の福祉保健センター生活衛生課にご相談ください。

(注1)詳細は、別紙P5～9をご確認ください。

※図面上の施工内容に加えて、取扱食品や取扱量等から、営業所の面積や設備器具数が適当であるかを判断しますので、詳細の分かる方がご相談ください。

※食品衛生責任者の有資格者がいない場合は、別途資格取得の準備が必要です。

営業許可申請

申請手数料を添えて、申請書類を各区福祉保健センター生活衛生課にご提出ください。日数に余裕をもって(少なくとも営業開始15日前までに)ご申請ください。

※インターネットを利用した申請書類の提出も可能です(P5②参照)。

施設調査

職員が施設調査を行い、基準に適合しているかどうかを確認します(不備がある場合は、再調査をします)。基準に適合していることを確認後、許可審査及び許可証発行の手続を行います。

営業許可証受取

各区福祉保健センター生活衛生課の窓口にて、営業許可証を交付します。

※郵送での受取を希望する方は、申請時にご相談ください。

営業開始

「営業許可証」及び「食品衛生責任者の氏名(注2)」を施設の見やすい場所に掲示し、営業して下さい。

(注2)食品衛生責任者の文字及び氏名を並記し、次の大きさを掲示してください。

横長の場合 縦15cm×横26cm以上
縦長の場合 横15cm×縦26cm以上

例

この店の食品衛生責任者は
横 浜 太 郎 です

提出書類	<input type="checkbox"/> 営業許可申請書 別紙P1～2 <input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面 別紙P3 <input type="checkbox"/> その他、指示された書類(製造方法の概要など)
提示書類 (写し可)	<input type="checkbox"/> 申請者が個人の場合:住所・氏名・生年月日が確認できる公の証明書 ※申請者が法人の場合、原則として提示書類は不要ですが、営業許可申請書に法人番号の記入が必要です。また、法人格確認のため、登記事項証明書等をご提示いただく場合があります。 <input type="checkbox"/> 食品衛生責任者の資格を証明する書類
申請手数料	<input type="checkbox"/> _____ 円

食品衛生責任者の選任

営業施設ごとに「食品衛生責任者」を選任してください。

～食品衛生責任者になることができる資格～

- 横浜市又は他の都道府県市が実施する食品衛生責任者養成講習会の修了者
- 調理師 ● 栄養士 ● 製菓衛生師
- 神奈川県ふぐ包丁師の資格を有する者（※令和3年5月31日以前に免許を取得した場合に限る）
- 医師、歯科医師 ● 薬剤師 ● 獣医師
- 大学等で、医学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学の課程を修めて卒業した者 等

有資格者がいないとき

次の団体が開催する食品衛生責任者養成講習会を受講することで資格を修得できます。営業許可の取得後3か月以内に食品衛生責任者を選任し、届出を行ってください。

養成講習会の
問い合わせ先

一般社団法人 横浜市食品衛生協会
住所 横浜市南区井土ヶ谷下町17-5
TEL 045-711-1911 URL <http://www.fha-yokohama.jp/>

食品衛生責任者となった後は

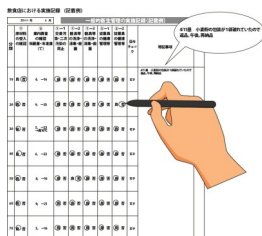
食品衛生に関する新たな知見の習得のために、年に1回実務講習会の受講に努めてください。

HACCP(ハサップ)の取組

原則、全ての食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理に取り組むことが義務付けられています。

HACCPは事業所の規模や業種により取り組む内容が異なります。

飲食店や小規模な事業者等は「手引書」を活用して、HACCPに取り組むことができます。



インターネットで
手引書が入手できます。

HACCP 手引書



3つのステップでHACCPに取り組みましょう！

- 1 衛生管理計画をつくる
- 2 作成した計画に従い、衛生管理を実行する
- 3 実施結果を記録し、振り返る

営業許可の更新手続

営業許可証には営業許可の期限が記載されており、許可期限を過ぎると営業はできません。営業許可を更新する場合は、事前に営業施設の調査や営業許可の更新手続が必要となります。営業許可証の期限をご確認の上、営業施設の所在地を管轄する福祉保健センターにご相談ください。※許可期限は必ずご自身でご確認いただき、期限切れとならないように管理してください。

その他の手続

次のような場合には、手続が必要です。

各手続に必要な様式(*)は、横浜市ウェブページ(P5①参照)から入手できます。

仕入れた包装食品や生鮮食品の販売等を行うとき

事前に

弁当や乳類、野菜や果物を販売する場合などは、「営業届(*)」を提出してください。

※詳細は、「営業届手続のご案内」をご確認ください。

申請事項に変更が生じたとき

事後、速やかに

「営業許可申請事項・営業届出事項変更届(*)」に、次の書類を提出又は提示してください。

必要書類	食品衛生責任者の選任・変更時	<input type="checkbox"/> 食品衛生責任者の資格を証明する書類
	営業者(個人)の住所変更 営業者(個人)の改姓・改名	<input type="checkbox"/> 変更内容が分かる公の証明書(運転免許証など) <input type="checkbox"/> 改姓・改名時は、営業許可証
	営業者(法人)の住所、名称、代表者	<input type="checkbox"/> 法人の住所、名称の変更時であって、法人番号公表サイトでその事実を確認できない場合は、登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 営業許可証の記載事項変更時は、営業許可証
	営業所の屋号	<input type="checkbox"/> 営業許可証
	営業所の施設設備	変更内容によっては、新規に許可取得が必要な場合があります。図面を持参の上、事前のご相談をお願いします。

食品衛生申請等システム(P5②参照)から申請した施設情報等の変更は同システムからできます。

廃業したとき

事後、速やかに

「廃業届(*)」に、次の書類を添えて提出してください。

添付書類 営業許可証

相続、合併又は分割により地位を承継したとき

遅滞なく

「地位承継届(*)」に、次の書類を添えて提出してください。

添付書類 ※営業施設の所在地を管轄する区の福祉保健センター生活衛生課までお問い合わせください。

食品を自主回収するとき

遅滞なく

食品衛生申請等システム(P5②参照)からお手続きください。

※食品衛生法又は食品表示法の違反又はその恐れがある場合に回収する対象です。

書類の提出方法

① 窓口で提出する場合

営業施設の所在地を管轄する区の福祉保健センター生活衛生課にご提出ください。

申請(届出)様式のダウンロード先

横浜市ウェブページ「食品衛生手続関係」



URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/eisei/shokuhin.html>

② インターネットで提出する場合

厚生労働省ウェブページ「食品衛生申請等システム」でお手続ください。

食品衛生申請等システムへのアクセス



URL <https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>

注意

- 1 横浜市が追加で求める情報を、横浜市ウェブページ「食品衛生手続関係」のページで案内しています(①をご参照ください)。必ず確認してからお手続きください。
- 2 申請手数料は、各区福祉保健センター生活衛生課の窓口で納付してください。

お問合せ先(各区福祉保健センター生活衛生課)

窓口	電話番号	窓口	電話番号	窓口	電話番号
鶴見区	510-1842	保土ヶ谷区	334-6361	青葉区	978-2463
神奈川区	411-7141	旭区	954-6166	都筑区	948-2356
西区	320-8442	磯子区	750-2451	戸塚区	866-8474
中区	224-8337	金沢区	788-7871	栄区	894-6967
南区	341-1191	港北区	540-2370	泉区	800-2451
港南区	847-8444	緑区	930-2365	瀬谷区	367-5751

※市外局番は045です。